

## 教育所・教師論—霧社事件前後を中心に— A study on Aborigine education place and teacher —Mainly before and behind the Wu She uprising—

松田吉郎\*  
Yoshiro MATSUDA

霧社事件（1930）は日本統治時代最大の原住民による抗日運動であった。この事件の舞台は霧社公学校及び教育所であり、これらは原住民教育のための学校であった。原住民教育の教育所・教師論について、同事件前後の台湾総督府及び「理蕃」関係者の所論を分析した。

その結果、同事件前、教師は原住民子弟に「尊敬される人格者」となるように目指されたが、実際は教師は駐在所巡查の一般職務と兼任であり、昇進、給与面での待遇も悪かった。それが同事件勃発の要因の一つになった。

霧社事件後、視学官など監督機関の設置、教師の昇進、給与面での待遇改善が行われたが、駐在所巡查の一般職務との兼任は解消されず、教育所の駐在所からの独立が要望されていたことが明らかとなった。

キーワード：霧社事件 「蕃童教育所」 教師

Key words：Wu She uprising, aborigine education place, teacher

### はじめに

原住民子弟のための教育所教育及び教師論については台湾警察協会発行の『台湾警察協会雑誌』及び同誌を改称した『台湾警察時報』に多く載せられている。同誌は大正6年（1917）6月から昭和19年（1944）まで続いた。<sup>(1)</sup>

同誌は警察関係等者が執筆した国策推進策、治安維持策、「理蕃」政策に関する論考を収録し、警察関係者への情報提供に供されたものである。その中で、同誌には鈴木質という人物が大正15年5月から昭和8年6月（1926～33）にかけて、原住民子弟を対象とした教育所教育の改革案を多く載せている。

鈴木質は大正15年（1926）5月時の肩書きは台湾総督府囑託、昭和2年（1927）4月時に一時、台湾総督府属、同年6月からまた同囑託、昭和7年（1932）3月から警務局あるいは同局理蕃課所属と記されている。<sup>(2)</sup>

鈴木は、この間、「蕃人教育私見」（1）～（6）〈大正15年5月～11月〉、「蕃童教育改善具案」（1）～（14）〈昭和2年2月～4年2月〉、「教育所に於ける教育標準改正と其の実施に就いて」〈昭和3年3月〉、「教育所の訓練に就いて」（1）～（5）〈昭和5年1月～4月〉等多数の論考を同誌に寄せ、教育所教育に対する改革案を提言している。

筆者は昭和3年（1928）の新「蕃童教育標準」制定における鈴木質の活動、及び教育所における修身教育改革案については既に紹介した。<sup>(3)</sup>

本論では、特に霧社事件（昭和5年〈1930〉）前後の鈴木質や「理蕃」関係者の教育所改革案、教師論について検討したい。その目的は同事件前の彼等の提言と霧社

事件との関係、事件後の彼等の提言と昭和6年（1931）に出された「理蕃大綱」との関係进行を明らかにしたいということである。

### I 霧社事件前の教師論

#### （1）総務長官・「理蕃」課長の教師論

大正11年（1922）6月に警務局「理蕃」課長の宇野英種は教育担任者は「尊敬せらるゝ如き人格者」であるべきであると述べたが<sup>(4)</sup>、その後の「理蕃」課長田端幸三郎も教師は「蕃族をして善良なる帝國の臣民に化導する」という自覚、「不撓不屈」、「勇往邁歩」の信念をもたなければならないと述べた<sup>(5)</sup>。また、大正13年（1924）1月に台中州警部補山口七郎は「素質あり訓練された警察官を以て之（教育担任者）に當つるか、公学校の訓導を教師に任ずる」という案を提示し、また教師の選任を大切にし、教師を優遇する案を出した<sup>(6)</sup>。

また、新竹州大溪の福島警察官からも、教師は原住民には「愛情」をもって接し、児童の心情をもって児童に接すること。また教授内容は詰め込み主義を改めること、及び国語の時間を増やすべきであるという意見が出ている。<sup>(7)</sup>

これらの提案を受けて大正14年（1925）4月に後藤文夫総務長官は教育所教師には「適材」を得て、「同一箇所ニ永ク勤務セシメ」るべきであるとの指示を出していた。<sup>(8)</sup>

\*兵庫教育大学第2部（社会系教育講座）

## (2) 鈴木質の教師論

以上の所論の流れにおいて、鈴木質の教師論を考えてみよう。既に大正15年(1926)9月時から、教育「擔任者の熱誠の必要」<sup>(9)</sup>と、「現擔任者に対する教養としては講習會が最も善い方法」<sup>(10)</sup>であるとし、教育所の教育担当巡査の熱意と彼等に対する講習會による教授指導を提言している。このような提言は鈴木質の独創ではないが、これ以後、講習會は度々行われ、その都度、「擔任者の熱誠」が叫ばれていたことは想像に難くない。また新たに「擔當者の補充を必要とする場合に在ては」、「蕃童教育擔任者たるべき警察官を募集し、之れに練習所に於て、主に擔任者としての教養を施す必要がある」<sup>(11)</sup>と述べている。

さて、鈴木は教育担任者修養としての講習會について、「二週間三週間といふ短時日より、三箇月とか六箇月とかの長期講習であつて欲しい」こと、さらに打合會開催、他管内視察、機関雑誌発行を要請した<sup>(12)</sup>。また教授に関する事では教育所の教科書は「小學校の國語讀本」を用いること、複式授業の補助として「實習の助手」の配置、直観教授が第一義であり、教授においては「蕃語」を使用せず、「國語」で行うことを提言している<sup>(13)</sup>。

また、教育の基本方針として「蕃人を操縦する間は蕃人の教化は六づかしいと思ふ。その操縦すると言ふ心理の中には純眞な愛などを見出すことは到底出来ない」。「蕃人の操縦は止めて教化に専念すべし」<sup>(14)</sup>という「愛情」に基づいた教化を訴える。

この「愛情」について、鈴木は教育担任者はまず「自分より以外に適任者はないとの大信念」をもって従事することが大切であるという<sup>(15)</sup>。

「愚昧な兇暴な蕃人を教化して其の半獸的生活から救済して之れを眞人間としてやると言ふ様な高尚な事業は滅多にあるものではあるまい。由來教育事業は天職を以て任ずべきものではあるが、蕃人教育に於て特に其の然るを見る譯である」<sup>(16)</sup>と述べ、原住民教育を天職と自覚することを訴えている。さらに「蕃人に對しても……焼き盡さずば止まぬ所の熱情を以て彼等に接したならば、彼等と雖も必ずや何ものかを感じ得るであらう、そして敬肅と信頼とは屹度其の度と増すに相違ない」<sup>(17)</sup>と述べ、「愛情」ある教育が原住民子弟からの「信頼」となることを強調している。教育担任者が以上の心構えの下に「何れの教科目に於ても常に徳性の涵養と國語の習熟とは常に留意して國民に必要な性格を陶冶するやうに務め」<sup>(18)</sup>るべきであることを述べている。また、「子供に好かれないで子供を感化するなど出来ることではないから、教育者の第一要件としては子供に好かれる先生となることである。知識を授けることよりも精神を作ることの必要な教育所に於ては更にこの感が深い」<sup>(19)</sup>と述べている。

さらに鈴木は「蕃人の教育」は「教化第一主義に依る」べきであり、「蕃童の教育は又その基礎である」。「蕃童教育所の訓練」について、「教授は意識中の〈知〉を啓發する仕事で、訓練は〈情〉と〈意〉との兩方面を練つて、悪い事は避け善い事を實行させる手段である。」言い換えると「訓練は國民性を作る、即ち蕃童をして良い日本人に改造する手段である」<sup>(20)</sup>。一方、「教師の人格の反映が訓練となって現れるもので、……特に教師の人格は不思議な程兒童の性格の上に影響を與へるもの」である。従つて、「教師は自ら先づ研究的で實行的でなければならぬ。親切積極的でなければならぬ。そして、しかも温雅で厳格な人でなければならぬ。……心は神の如く體は獸の如く！」<sup>(21)</sup>と言う。

以上の鈴木の教師論は総務長官、「理蕃」課長等の方針並びに意見とほぼ同じであつたことが理解できる。即ち、鈴木は教育担任者が「尊敬される人格者」であるために、「愛情」をもって原住民子弟に接し、彼等から信頼感を得ることを第一とした。そうした教師を具体的に育成するために講習會の開催を提唱し、また複式授業下の教師の負担軽減、授業の効率を上げるために實習助手の配置を訴えていた。この實習助手については昭和3年(1928)の新「蕃童教育標準」によって「特別ノ事情アルトキハ教育擔任補助者ヲ置クコトヲ得」(教育標準第2章第6条、『台湾教育沿革誌』台湾教育會編、昭和14年12月、491頁所載)として制度的には実現した。また、教育所の教育は「國民性陶冶」のための訓練であり、教師の人格が原住民子弟に鏡の如く反映するものであると述べている。

## (3) 翠巒の教師論

高雄の翠巒生と呼ばれる、恐らくは「理蕃關係」の教育所教師と思われる人物が「原人教育論」というテーマで教師論を具体的に述べているので検討しよう。

まず、「教育特に原人教育は擔任者その人を得ると共に地位の確立を得せしむる事が先決問題である」<sup>(22)</sup>と述べる。教育所教師は駐在所巡査が担当するのであるが、「先づ駐在所の事務一切より離立して教育に専任たらしむる事、出張召集は萬止むを得ざる場合、例へば非常事變等のみに限る事」<sup>(23)</sup>と述べる。即ち、教育所担任者は専任とし、駐在所の警察事務一般から独立すべきであるという意見である。

さらに、「同一教育所に少なくとも三年以上在勤せしめ、若し轉勤の必要ある場合は小公學校の教員式に教育所より教育所へ轉ずる如くしたならば、擔任者もその地位責務の重大なるに想到し、所謂その日暮的の不徹底は根絶するであらう、而して教育擔任者はなる可く妻帶者を以て是に充つる事としたい」<sup>(24)</sup>と述べ、教育担当者は

同一教育所に最低三年以上勤務し、転勤の場合も教育所から教育所へ転勤する。即ち、教育所担当巡査の職務を専門化すること、さらに妻帯者を充てるべきであると述べている。

担任者の選定にあたっては、「先づ（警察官）練習所卒業の際志望者を募り、之をあらゆる方面より慎重銓衡して適任者を選定し、三箇月乃至六箇月間准教員養成所式に、原人教育に必須適切なる科目を授ける。是は全島的に行ふ事が都合悪ければ各州廳で行ふも可である。志望者銓衡に際して留意すべきは、衷心より原人教育に興味を有する者、發音の正確なる者、土に親しみを持つ等の諸條件を具有する者を選定する事である」<sup>(25)</sup>と述べ、警察官練習所で志望者を募り、適任者を選定し、一定期間養成訓練を行う事を提案している。

次に任地に派遣された担任者に対して、当初「蕃語講習をなす事」、これは「蕃語を解せざる擔任者の努力は其の五割位い迄無駄骨となる」<sup>(26)</sup>からであった。また、毎年一回以上一箇月間位「擔任者教養を目的とする教育講習會を開き、教授法、訓練法、遊戯、看護法等適切なる科目を授ける」<sup>(27)</sup>ことも提言している。さらに昭和3年（1928）成立の新「蕃童教育標準」において制度的確立を見た「教育擔任補助者」については「原則として必ず擔任補助者を置く様にしたい」との希望を述べている。これは複式授業における教育担任者の負担軽減と教育所の退学者を出さないためであった<sup>(28)</sup>。そして、この補助者には「教育所卒業生中の國語堪能にして、品行方正なる十八歳以上三十歳以下位の身體強壯なる男子そしてなる可く妻帯者を標準として採用し」、「經費の關係上警手名儀、或は警手を補助者として任命する何れの場合にも教育所に専屬せしめ、駐在所其他の雜務に使役せざる事」<sup>(29)</sup>を要望している。

また、教育担任者には妻帯者が望ましいとしたのは「擔任者不在中或は病氣其他の場合萬事につけて獨身者よりも都合好く、殊に教科目中實科の一を占むる裁縫教授に當りては……女に如くなしである」<sup>(30)</sup>と述べているように、担任者の妻女を裁縫事業に当てたいという要望である。

担任者の服装については当時、まちまちであったが、「禮節は先づ容儀から」と言うように「擔任者の服装を制定して身も心も全く〈先生〉になり切つて教育に専念させたいものである。即ち現在の文官服に大體象つた黒無地に隠し釦の上衣及同地の袴」にすれば「自他共に身心に好影響を與へ〈先生〉と云ふ感を強からしむる」<sup>(31)</sup>と述べる。

さらに、「従來手腹を切らねば教育の成績は上らぬ」という風潮があり、教育担任者の負担となっていたが、「月々若干の教育手當を給する事は決して不當ではないと信ずる是非實現させ度い」<sup>(32)</sup>という提言も行ってい

た。

以上、翠巒生の教師論は鈴木質等が特に展開した精神論ではなく、能力ある教育担任者の選定、職務内容の安定、給与手当の充実、教育担任補助者を原住民の教育所卒業生から選抜することなど制度的改革論を述べていた。

## II 霧社事件以後の教師論

霧社事件は昭和5年（1930）年10月29日に起こったが<sup>(33)</sup>、この事件以後、台湾總督府はいくつかの制度改革を行った。その一つは、總督府に「理蕃」関係視学官1名を置き、また各州に視学を設置すること、及び警察官の資質・待遇の改善、教育所教育の改善であった<sup>(34)</sup>。

『台湾總督府公文類纂』昭和6年、15年保存、第1巻保存、「蕃人蕃地ノ視察取締ニ関スル件」、「理蕃政策大綱」（昭和6年2月14日立案、同6年2月16日決裁）によると、「理蕃関係者殊ニ現地ニ於ケル警察官ニハ沈着重厚ナル精神的人物ヲ用ヒ努メテ之レヲ優遇シ、漫リニ其ノ任地ヲ変更セシムルカ如キコトナク人物中心主義ヲ以テ理蕃ノ效果ヲ永遠ニ確保スルニ努ムヘシ」と言われ、「理蕃」警察官は人物中心主義で用い、任地を簡単に変更せず、一所に長くとどめ、また待遇も優遇することとした。この「理蕃」関係者の中に教育所教師が入っていたことは言うまでもないが、この教師論について以下検討しよう。

### (1) 田子大民の教師論

田子大民は教育所長、指導監督機関、教育担任者、教育内容の四点について述べている。

まず、教育所長、即ち駐在所長については、当時、「教育は自分等の仕事でない、従つて如何でもよいと云つた様な、少くとも教育に對しては我不關焉たる態度をとらるゝ所長さんも無いではないといふやうな状況であることが臆て教育の不振を來した」<sup>(35)</sup>のであると述べる。また、「教育所には指示録といふものが備へられてある筈だがどの程度まで利用されてゐるか」<sup>(36)</sup>疑問である。この情況に對して、田子氏は「教育所長にその名に相應しい御活動を願ひたい」、「教育所長を監督警部の兼任としておくことが既に時代錯誤である」。「所長は專任であつて欲しい」、「所長と擔任者とは異體同心」<sup>(37)</sup>であつてほしいと要望している。即ち、教育所長を專任にし、教育担任者と協力して教育にあたるべきであるという提言である。

次に指導監督機関について、「指導監督の專任者を置かなければならない。郡や支廳にまでもはいかぬにしても、州とか廳には是非一人をおいて専務に之等の指導と

監督とを必要がある」<sup>(38)</sup>と述べ、州・郡・庁・支庁のいずれかに教育所を監督する専任者の設置を要望する。

教育担任者については、当時の教育担任者は駐在所の警察事務を兼任しており、教育に多大の支障を来たしていた。また、「擔任者では萬年巡查で將來の發展は望み得ないとの理由で擔任を嫌ふ傾向がある」。これに対して田子は「現在では巡查部長には昇進せしめ得るし、或所では現に巡查部長として擔任してゐるものもある」と先ず現状を述べる。さらに「教育に對して擔任者を専任とすること、その擔任者に對して講習をなし修養せしめることは當局としての第一の責務」<sup>(39)</sup>であると訴える。さらに教養方法は「教育擔任巡查練習生として募集し主に教育方面と理蕃事業とに就いて教授し、普通警察官よりも更に二箇月位の實習期間を延長し、卒業後の待遇は普通警察官より二三圓高給を以てすればよい」<sup>(40)</sup>と提言した。

教育の内容については、田子は①「就學年齢滿七歳を滿八歳に改む」、②「教育所に補習科を併置し得ることに改む」、③「教授程度を少しく改む」、④「教育研究會を組織活動せしむ」という四点をあげている<sup>(41)</sup>。教育内容論は本論の主題ではないので、別にまた検討したい。

以上、田子大民の教師論は教育所長、指導監督機関、教育担任者の専任、教育担任者の待遇改善案であった。

## (2) 鐘江龍文の教師論

鐘江龍文は里龐（現台東県関山）という所在地の肩書きしかなく同地の公学校教師か「理蕃」関係者であろうと推測される。

鐘江は教育所の複式学級における教師論を展開する。「現在のところ本島百七十三の蕃童教育所の中で、どれだけの教育所が複式でやゝてゐるのか、計數的なことは私にはわからないけれども、思ふにその大部分が複式ではないだらうか」という中、「大多數の擔任者が沈黙を守つてゐる」<sup>(42)</sup>現状に對して以下の提言を行っている。

複式教授は單式教授とは異なり、「間接教授がなされねばならないといふ所に在る」。この「間接教授の指導さへよろしきを得れば複式の問題は略々完了だ」<sup>(43)</sup>と指摘する。そのために間接教授を受けている児童の自発的態度、計画的態度、研究的態度を確立すること。そのための環境整備として書方、話方、読方、算術等全般にわたり掛図、標本類、小黑板、参考書を設置することを提言している<sup>(44)</sup>。

複式学級における教師の資質として、「各科教授について堪能であること」、「身體の強健なこと」、「統御の力に富むこと」、「勤勉であること」<sup>(45)</sup>の四点をあげている。そのために教育担任者には「一般警察事務に關與す

ることを罷免すべきである」<sup>(46)</sup>、「教育擔任補助者を採用すること」、その「補助者は警手から採用し、内地人でも本島人でも、又は蕃人でもいゝ」<sup>(47)</sup>と述べている。

以上、鐘江の提言は複式教授を行うために教師の資質向上、教師を警察事務一般から免除して専任にすること、教育担任補助者を付けることであつた。

## (3) 鈴木質の教師論

まず、鈴木質は原住民の教育は教育所において行うべきであり、台東、花蓮港で行われている原住民子弟の通う公学校の制度を改め、教育所に変えるべきであると主張する。その理由が「理蕃」政策の一環性において統一すべきであること、また、「教授程度や教授時數等より兩者を比較して見るに、略相似たるものであつて大した逕庭がない」こと、「公学校職員と警察職員との對立」を解消することにあつた<sup>(48)</sup>。

さらに、「教育所といふのは臺灣教育令の埒外に在つて、蕃地の蕃人の子弟に初等教育を施す所謂教育所である」が、「教育といふ立場から見て此の形の充實に相應してゐるかどうか疑なきを得ない」。それは「教育は駐在所の一分擔事務であるといふ所に胚胎してゐる」として、教育所の獨立を提言している<sup>(49)</sup>。その理由は「教育事務の取扱規程には大抵は専務にすることに定められてあるやうではあるが、その何れにしても實際専務でやゝてゐる所は殆んどないといひたい位歎しい」<sup>(50)</sup>という現状から來ている。「教育所は……蕃社一帯の教育教化の中心機關として獨立する必要」<sup>(51)</sup>を述べている。

また、鈴木質は複式学級の現状に對してせめて1年生は「單式化」し、また「各科に於ても複式の單式化に努め、(修身、書方、圖畫、手工、唱歌、體操等)而してあまりに複式教授法に捉はれず環境を考慮して信ずるものに向つて指導すべき」<sup>(52)</sup>という教授法も提案していた。

以上、霧社事件以後の台湾總督府の「理蕃政策大綱」、田子大民、鐘江龍文、鈴木質の教師論を見てみた。

まず、「理蕃政策大綱」では總督府内に「理蕃」視学官1名、各州に視学を設置すること、「理蕃」警察官を「人物中心主義」で選任し、任地を簡単に變更せず、待遇の改善も行うというものであつた。

しかし、田子以下の教師論を見ると、この施策が不十分であつたことがわかる。即ち、田子大民は教育所長、指導監督機関、教育担任者の専任化、及び教育担任者の特に給与面での改善を訴えた。この監督指導機関は各州・郡・庁・支庁におくべきであるという提案で、總督府の各州視学1名では不十分であるという指摘であつた。鐘江龍文は複式学級の改善のために教育担任補助者

の確実な設置を要望した。鈴木質は原住民教育は原住民子弟の通う公学校をなくし、すべて教育所で統一し、しかも教育所を駐在所からも分離して、独立の機関とし、教育担任者を専任とすること、及び複式学級の改善を訴えている。

## おわりに

霧社事件前の教師論を見ると、総督府の総務長官、「理蕃」課長などは教育所教師は原住民子弟に「尊敬される人格者」であるべきであるという方針をとっていたが、実際の所、当時はほとんど具体的な指導は行われていなかった。

なぜなら、鈴木質は原住民子弟に「愛情」を持った教師を望み、また、教師を教養するための講習会の開催を主張し、複式授業の負担を解消するための助手の採用を提言した。また、翠巒も原住民の教育所卒業者から助手の採用を提言し、妻帯した教師の採用、教師の給与面での増額を要望していることから明らかであった。助手採用については昭和3年(1928)の新「蕃童教育標準」によって制度的に可能となったが、その制度自体も充分ではなかったようであり、また、教師の待遇面での改善も殆どなされていなかった。

これらの要因が霧社事件(昭和5年<1930>)勃発要因の一つになったようである。即ち、総督府は昭和6年(1931)の「理蕃政策大綱」によって、総督府内に「理蕃」視学官1名、各州に視学を設置し「理蕃行政」の監督機関を整備し、また「理蕃」警察官を「人物中心主義」で選任し、任地を簡単に変更せず、待遇の改善も行ったことから明らかである。

この施策によって教育所担任者の昇進の可能性は実現したが、まだ制度的には不十分であったようである。それは田子大民、鐘江龍文、鈴木質の提言でも明らかであった。田子大民は教育所長、指導監督機関、教育担任者の専任化、及び教育担任者の特に給与面での改善を訴えた。この監督指導機関は各州・郡・庁・支庁におくべきであるという提案で、総督府の各州視学1名では不十分であるという指摘であった。鐘江龍文は複式学級の改善のために教育担任補助者の設置を要望した。鈴木質は原住民教育は原住民子弟の通う公学校をなくし、すべて教育所で統一し、しかも教育所を駐在所からも分離して、独立の機関とし、教育担任者を専任とすること、及び複式学級の改善を訴えている。

以上の、霧社事件前後の教育所教師論を見ると、教師の精神論と制度論に二分された。精神論に関しては同事件前後主張され、原住民子弟から「尊敬される人格者」が要望された。その実現に対する制度的な改善は昇進、任地の長期化、補助者の設置等の改善という点では行わ

れたが、教育担任者の専任化が結局改善されないままに終わった。教育所の独立機関化も実現しないままであり、複式学級も改善されないままに終わった。

## 註

- (1) 『台湾警察協会雑誌』は台湾警察協会によって、大正6年(1917)6月に第1巻第1号が創刊され、第1巻7号(大正6年12月)まで巻号制をとったが、第8号(大正7年<1918>1月)より号制に改められ、第149号(昭和4年<1929>11月)まで続いた。翌5年(1930)1月より『台湾警察時報』と名称が変更され、第1号が発刊された。同誌は昭和7年(1932)年12月の第56号まではその号数を継続し、翌8年(1933)年1月から『台湾警察協会雑誌』からの通しの号数を用い206号とし、第335号(昭和18年<1943>10月)まで続いた。翌19年(1944)2月には、また『台湾警察』と改称し、第336号が発行され、338号(同年、月不詳)まで続いた。同誌は当初からほぼ月刊であり、総督、総務長官(民政長官)、警務局長の訓示、理蕃課長の文章だけでなく、警察関係者の文章が収録されている。
- (2) 註(1)と同書。
- (3) 松田吉郎「新〈蕃童教育標準〉の制定の意義について」(『学校教育学研究』第12号、2000年2月)、同「〈蕃童教育所〉における修身教育について」(『古川治教授退官記念論文集 伝統と創造』人文書院、2000年3月)。
- (4) 警務局理蕃課長 宇野英種「蕃童教育に就て」(『台湾警察協会雑誌』第61号、大正11年<1922>6月)。
- (5) 警務局理蕃課長 田端幸三郎「理蕃事業に当面して」(『台湾警察協会雑誌』第80号、大正13年<1924>1月)。
- (6) 台中州警部補 山口七郎「理蕃政策論」(『台湾警察協会雑誌』第80号、大正13年<1924>1月)。
- (7) 大溪 福島生「蕃童教育所教授の実際に就きて私の所感」(『台湾警察協会雑誌』第88号、大正13年<1924>9月)。
- (8) 「後藤総務長官訓示」大正14年4月27日於地方長官会議(『台湾警察協会雑誌』第97号、大正14年<1925>7月)。
- (9) 総督府囑託 鈴木質「蕃人教育私見(4)」(『台湾警察協会雑誌』第111号、大正15年<1926>9月)。
- (10) 註(9)と同じ。
- (11) 註(9)と同じ。
- (12) 註(9)と同じ。
- (13) 註(9)と同じ。
- (14) 台湾総督府囑託 鈴木質「蕃童教育改善具案(1)」(『台湾警察協会雑誌』第116号、昭和2年<1927>2月)。
- (15) 台湾総督府囑託 鈴木質「蕃童教育改善具案(2)」

- (『台湾警察協会雑誌』第117号、昭和2年〈1927〉3月)。
- (16) 註(15)に同じ。
- (17) 註(15)に同じ。
- (18) 註(15)に同じ。
- (19) 鈴木質「教育所教育改善具案(14)」(『台湾警察協会雑誌』第140号、昭和4年〈1929〉2月)。
- (20) 総督府囑託 鈴木質「教育所の訓練に就いて(2)」(『台湾警察時報』第2号、昭和5年〈1930〉1月)。
- (21) 総督府囑託 鈴木質「教育所の訓練(5)」(『台湾警察時報』第7号、昭和5年〈1930〉4月)。
- (22) 高雄 翠巒生「原人教育論」(『台湾警察時報』第8号、昭和5年〈1930〉4月)。
- (23) 註(22)に同じ。
- (24) 註(22)に同じ。
- (25) 註(22)に同じ。
- (26) 註(22)に同じ。
- (27) 註(22)に同じ。
- (28) 註(22)に同じ。
- (29) 註(22)に同じ。
- (30) 註(22)に同じ。
- (31) 註(22)に同じ。
- (32) 註(22)に同じ。
- (33) 『台湾日日新報』昭和5年(1930)10月29日(夕刊)「霧社の蕃人蜂起」。
- (34) 『台湾日日新報』昭和6年(1931)4月1日「理蕃予算実行に伴ひ撫育の新計画を樹つ。警備して行くばかりでなく。井上警務局長は語る」、10月27日「我が理蕃政策の基調。霧社事件一周年をむかへて」、昭和9年(1934)3月6日「蕃童に適した教育資料を編纂。府理蕃課で著手」。尚、松田吉郎「日本統治時代台湾の原住民教育について一特に〈蕃童教育所〉を中心に」(『学校教育学研究』第14号、2002年3月刊行予定)を参照されたい。
- (35) 田子大民「蕃人教育管見(1)」(『台湾警察時報』第28号、昭和6年〈1931〉3月)。
- (36) 註(35)に同じ。
- (37) 註(35)に同じ。
- (38) 田子大民「蕃人教育管見(2)」(『台湾警察時報』第29号、昭和6年〈1931〉4月)。
- (39) 田子大民「蕃人教育管見(3)」(『台湾警察時報』第31号、昭和6年〈1931〉5月)。
- (40) 註(39)に同じ。
- (41) 田子大民「蕃人教育管見(4)」(『台湾警察時報』第32号、昭和6年〈1931〉5月)。
- (42) 里嶋 鐘江龍文「蕃童教育所に於ける複式学校の経営」(『台湾警察時報』第35号、昭和6年〈1931〉7月)。
- (43) 註(42)に同じ。
- (44) 註(42)に同じ。
- (45) 台東支部会員 鐘江龍文「蕃童教育所に於ける複式学校の経営(2)」(『台湾警察時報』第36号、昭和6年〈1931〉7月)。
- (46) 註(45)に同じ。
- (47) 註(45)に同じ。
- (48) 警務局理蕃課 鈴木質「蕃人の教育は教育所に於てなすべし」(『台湾警察時報』第48号、昭和7年〈1932〉4月及び同第49号、昭和7年5月)。
- (49) 鈴木質「教育所独立問題への一の序論」(『台湾警察時報』第55号、昭和7年〈1932〉11月)。
- (50) 註(49)に同じ。
- (51) 註(49)に同じ。
- (52) 警務局 鈴木質「蕃人教育学」(『台湾警察時報』第211号、昭和8年〈1933〉6月)。